

財 第07007 号
平成20年10月22日

本庁各部・課等の長 殿
支所長・各課等の長 殿
各機関の事務局長 殿

市 長

平成 21 年度予算編成方針について（通知）

国は、「経済財政改革の基本方針 2008」において、地方分権、生活者重視の行政、ムダ・ゼロを実現するとともに、財政健全化へ向け、「経済財政改革の基本方針 2006」及び「経済財政改革の基本方針 2007」を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進めることとしている。

このため、「平成 21 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」においては、原則として義務的経費は前年度当初予算以内、公共事業関係費及びその他の経費は、基本的には前年度当初予算額の 97%以内とするなど、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行うとともに、必要となる経費については、政策の棚卸し等を徹底し、歳出の削減を通じて対応することとしている。

また、最近の国における経済動向においては、リーマンブラザーズの経営破たんに端を発した米国発の金融危機、原油価格の高騰など世界経済の厳しい状況に直面しており、今後のこれらの動向を注視し、見極めをしていかなければならない状況下にある。

一方、地方財政については、「経済財政改革の基本方針 2008」を踏まえ、引き続き、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせ、給与関係費、投資的経費などの地方歳出全般について徹底的な見直しを行い、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制し、地方公共団体の自助努力を促している。

また、地方分権改革の推進に伴い、簡素で効率的な行財政システムの構築が求められるとともに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、財政状況に係る市民への情報開示のもと、自主的な改善努力による財政健全化が求められている。

このような中、本市の財政状況は、平成 19 年度決算では、歳入の根幹である市税収入が税源移譲や定率減税の廃止などにより増加し、市税全体では、9.7%の増額となったが、所得譲与税の廃止などによる地方譲与税、地方交付税などが減収となったため、経常一般財源は、約 2 億 7 千万円の減額となっている。

また、自主財源比率は、税源移譲により前年度より上昇したものの、30.2%と非常に低い状況にあり、地方交付税等に大きく依存した財政体質となっている。

一方、歳出では、人件費が減少したものの、生活保護費、市債の元金償還の増額等により扶助費、公債費が増加したことなどから義務的経費が増加し、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 90.8%となり、硬直した財政構造となっている。

今年度から新たに公表が義務づけられた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率、資金不足比率については、国が示す基準以下であるものの、類似団体の平均を上回っており、財政の健全化は喫緊の課題である。

また、合併後の予算編成においては、多額の基金取り崩しを見込まなければ予算を組めない状況が続いており、今後の財政見通しでは、総合計画に計上される事業等を実施していくためには、大幅な財源不足が見込まれるところである。

このようなことから、21 年度予算編成については、財政の健全性の確保に留意しつつ、「人」が輝く協働のまちづくり、「一体感」の醸成で新たな創造のまちづくり、「活力」ある賑わいのまちづくりを基本とし、総合計画基本構想に掲げる将来像「人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」を実現するため、施策の選択と集中を徹底し、重点施策を明確に位置づけ、総合計画の着実な推進に努めるとともに、当面する課題や多様な市民ニーズに的確に対応していくものとする。

また、行政改革大綱及び集中改革プランの着実な実行に取り組むこととし、歳出・歳入全般にわたる徹底した見直しを行い、財源不足額を可能な限り圧縮し、持続可能な財政構造の確立を図るものとする。

各部等においては、現下の財政状況について十分理解した上で、市民の目線に立ち、既存の施策の成果を十分に検証し、その必要性や優先順位を十分に見極めることにより、事業のスクラップアンドビルドに取り組み、下記事項に留意の上、予算要求を行うこと。

1 平成 21 年度重点施策の推進

骨寺村莊園遺跡等観光資源を活用した観光戦略の推進
企業誘致と地域企業支援による雇用の創出
農畜産物のブランド化の促進
安心して子育てができる子育て支援、少子化対策
豊かな心を育む教育立市の実現
地域間における情報格差の是正
防災体制の強化

2 事務事業の推進にあたっては、行政改革大綱及び集中改革プランに基づき、「必要性」「効果性」「効率性」「公平性」の各観点から徹底した見直しを行うとともに、市民ニーズの動向等により事務事業の選択を行うなど重点化を図ること。

3 市民と行政が適切な役割分担のもと協働してまちづくりを行うことが不可欠であり、協働の視点を各種の事業執行の中に取り込むための創意工夫を行うこと。

4 職員一人ひとりがコスト意識を持ち、経費節減等を図るとともに、地域おこし事業をはじめ知恵と工夫により市民サービスの向上を図ること。

5 税等の負担の公平化、適正化を図るため、市税をはじめ使用料や負担金等の収入未済額の削減に努めるとともに、さらなる収納率の向上に向け、なお一層の取組みを強化すること。